

お 知 ら せ

R7. 3. 25

愛媛県中予地方局健康福祉環境部地域福祉課

(089-909-8756)

愛媛県保健福祉部生きがい推進局障がい福祉課

(089-912-2424)

指定障害福祉サービス事業者に対する行政処分について

指定障害福祉サービス事業所を運営する「特定非営利活動法人ベルクリン（理事長 塩崎 健二）」について、次のとおり事業者としての指定を取り消したので、お知らせします。

記

| | |
|-------------|---|
| 1 被処分者 | 【開設者】 法人名 特定非営利活動法人ベルクリン 代表者 理事長 塩崎 健二 所在地 東温市野田2丁目8番地4 |
| | 【事業所】 事業所名 障害者就労継続支援事業所ハートフル 所在地 東温市南方1888番地3 サービス種類 就労継続支援A型 事業所番号 3811500309 |
| 2 処分の内容 | 指定障害福祉サービス事業者の指定取消 |
| 3 処分年月日 | 令和7年3月24日 |
| 4 指定取消年月日 | 令和7年4月30日 |
| 5 処分の根拠 | 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）第50条第1項第6号に該当 |
| 6 処分の主な理由 | ○不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号） 勤務実態がない者を生活支援員等として配置していると偽り、施設外就労における職員配置数を満たしていない日について、令和2年度までは施設外就労加算、令和3年度以降は訓練等給付費を不正に請求し受領した。 また、賃金向上達成指導員について、勤務実態がないにもかかわらず賃金向上達成指導員配置加算を不正に請求し受領した。 |
| 7 認められた不正利得 | 約2,900万円（県試算額） |

○法人の概要

- ・ 名 称 特定非営利活動法人ベルクリン
- ・ 代表者 理事長 塩崎 健二
- ・ 所在地 東温市野田2丁目8番地4
- ・ 設立年月日 平成24年3月23日

○対象事業所の概要

- ・ 事業所名 障害者就労継続支援事業所ハートフル
- ・ 事業所所在地 東温市南方1888番地3
- ・ サービス種類 就労継続支援A型
- ・ 指定年月日 平成24年8月28日
- ・ 利用定員 20人

就労継続支援A型：一般企業等に雇用されることが困難な障がい者に対し、雇用契約を結んだ上で就労の機会の提供及び生産活動の機会の提供を行うもの。

(参考)

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

(指定の取消し等)

第五十条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該指定障害福祉サービス事業者に係る第二十九条第一項の指定を取り消し、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力を停止することができる。

一～五 (略)

六 介護給付費若しくは訓練等給付費又は療養介護医療費の請求に関し不正があったとき。

七～十三 (略)

(報告等)

第四十八条 都道府県知事又は市町村長は、必要があると認めるときは、指定障害福祉サービス事業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者であった者（以下この項において「指定障害福祉サービス事業者であった者等」という）に対し、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、指定障害福祉サービス事業者若しくは当該指定に係るサービス事業所の従業者若しくは指定障害福祉サービス事業者であった者等に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対して質問させ、若しくは当該指定障害福祉サービス事業者の当該指定に係るサービス事業所、事務所その他当該指定障害福祉サービスの事業に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2～3 (略)